

国文祭・芸文祭みやざき2020「まちなか文化祭」パートナーシップ補助金交付要綱

令和元年7月1日
令和2年2月1日 一部改正

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会

(趣旨)

第1条 「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会」(以下「県実行委員会」という。)は、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」(以下「国文祭・芸文祭みやざき2020」という。)で県実行委員会と県内のさまざまな団体が連携して実施する「パートナーシッププログラム」のうち、「まちなか文化祭」に要する経費について、予算の範囲内により、「まちなか文化祭」を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は(以下「補助対象事業者」という。)は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内の商店街やアーケード、その他人の集まる場所等において、まちづくりのために催事の企画や運営などを実施している団体で、市町村観光協会、商工会議所、商工会、商店街振興組合、県内に事業の拠点を有する法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人、その他会長が適当と認める団体。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと会長が認める者でないこと。

(補助対象経費および補助額)

第3条 補助金の交付対象となる経費及びそれについての補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。

以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)
- (3) 第2条第4号に係る誓約書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表2に定める国文祭・芸文祭みやざき2020のテーマに該当する事業であること。
- (2) 継続事業の場合、国文祭・芸文祭みやざき2020の趣旨やテーマに沿った内容にするために必要な創意・工夫が新たに盛り込まれた事業であること。
- (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区別し、その収支の状況を明確にした書類整備の上、補助事業(第2条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (4) その他、「パートナーシップ補助金実施要領」で定めた条件を満たす事業であること。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により会長の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、会長の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 会長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認められるときは、事業実施主体等に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに行なければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに報告し、会長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する

別表1 補助対象経費及び補助額

補助対象経費		補助額
製作費	まちなか文化祭のステージ装飾（立看板、バックパネル等）の製作に要する費用	会長が別に定める金額
広報費	まちなか文化祭の広報に要する費用	
運営費	まちなか文化祭の実施・運営に要する費用	
謝金等	出演者の旅費、謝金に要する費用	

別表2 大会基本方針（テーマ）

① 「神話の源流みやざき」の探究
② すべての県民が参画し、若い世代が輝く
③ 新しい出会いから始まる文化の創造
④ 共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会
⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ